

委員長報告書

文教厚生委員会は、平成 27 年 7 月 14 日（火）、15 日（水）の 2 日間 静岡県島田市において 中学校部活動の外部指導者制度について、愛知県豊川市において 学校給食センターの建設及び学校給食のアレルギー食対応について、視察研修を行いました。

以下その概要について報告します。

記

島田市	市制施行	平成 17 年 5 月 5 日
	人口	100,554 人
	世帯数	36,600 世帯
		(平成 27 年 5 月 31 日現在)
	面積	315.70 k m ²

島田市は、静岡県のほぼ中央、大井川の中流域に位置し、市の中央部には川幅約 1 k m の大井川が流れ市域を二分している。

地勢的には南北に長く、北部は山地が多く、南部は大井川によって形成された扇状地及び牧之原台地からなっている。

平成 17 年 5 月に旧島田市と旧金谷町の合併、平成 20 年 4 月に旧川根町と合併し、人口約 10 万 4 千人の新「島田市」としてスタートした。

旧島田市と旧金谷町は、大井川川越しとともに東海道の宿場町として、旧川根町は茶業や林業を中心に発展してきたまちで、それぞれ旧市町の特徴を生かしながら新しいまちづくりを進めている。

視察事項

【中学校部活動の外部指導者制度について】

1. 外部指導者を選定する資格基準について

部活動指導員は、学校長が推薦書により推薦する。(学校と指導員は長く信頼関係が続いているという現状がある。)

外部指導者は、外部指導者登録申請書を提出する。(主に保護者の方が

多く、現在保険料のみ公費で負担している。学校長が申請者の面談を行っている。)

いずれも、教育委員会が委嘱するが、あくまでも学校が主体であるので、学校長からの推薦を教育委員会が断ることはまずないとのこと。

2. 外部指導者制度の導入による教職員の負担軽減について

一概に教職員の負担軽減にはならない。

学校主体の部活動であるため、教員の顧問制があり軽減になるとは言えない。

3. 教職員の意見について

技術を持つ外部指導者の専門的な指導があるため、競技力の向上につながる。

教職員が専門外の部活動顧問になった場合助かる。

4. 生徒からの評価について

専門的な指導をしてくれるので、技術の向上になると肯定的である。

5. 外部指導者の費用負担について(市単独負担・県補助など)

県からの補助等はない。すべて市単独負担である。一年ごとの更新で、1名、一時間1,000円で原則年間130時間まで、超えた分はボランティア扱いとなっている。

原則各校2名であるが、予算範囲内での調整は可能である。

その他

委員から、導入のメリットとデメリットの点についての質問があり、教員の時間的な軽減にはならないが、専門外を教える場合の、精神的な軽減にはなっていると考えられるとのこと。

あくまでも、学校教育内でのクラブ活動であるので、勉強と両輪であり、外部指導者には、学校の教育の一環であることを理解していただける人をお願いをしている。学校の教育方針に沿った人材を選ぶことが大切である。

競技力の向上だけが目的ではなく、専門にやりたい生徒のスポーツを指導するというスタンスである。

さらに増員する必要があるとお考えですかとの質問もあり、多い方がいいが、教職員の負担軽減のために入れるということではないとのことであった。

島田市は地域人材の活用が進んでおり、文化活動をしている人に学校活動への協力をお願いしている。

豊川市

市制施行	昭和 18 年 6 月 1 日
人口	184,944 人
世帯数	71,894 世帯
	(平成 27 年 3 月 31 日現在)
面積	160.79 k m ²

豊川市は、愛知県南東部に位置し、北側は、県立自然公園に指定されている本宮山麓が連なり、中央部から広がる平野の東部には一級河川豊川の清流が流れ、南部では波穏やかな三河湾を望むことができ、「山、川、海」といった豊かな自然環境に恵まれている。

昭和 18 年に、豊川町、牛久保町、国府町、八幡村の 3 町 1 村が合併して豊川市が誕生した。さらに平成 18 年から平成 22 年にかけては、一宮町、音羽町、御津町、小坂井町の宝飯郡 4 町と 3 度の合併を行い、人口 18 万人の東三河地域の拠点都市となり現在に至る。

視察事項

【学校給食センターの建設について】

平成 18 年 2 月以降、宝飯郡 4 町との 3 度の合併により学校給食の調理場が、旧豊川市内に 3 施設と旧一宮町に 1 施設、旧御津町・小坂井町に 1 施設の計 5 か所の共同調理場と、旧音羽町の単独調理 4 小中学校となっていた。このうち平成 14 年度建設の豊川市学校給食センター以外は、老朽化が進行しており、耐震性やドライシステム化未対応の問題があり、新たに南部学校給食センターを建設するに至る。

施設の概要は、鉄骨造で平屋建て（一部 2 階）延床面積 3,681.22 m²、調理応力は 1 日 10,000 食。平成 23 年度から平成 25 年度の事業で、総事業費 1,782,003,304 円である。

南部学校給食センター建設に合わせ、アレルギー対応食調理室を設置するとともに、既存の学校給食センターの調理室の一角にアレルギー専用調理室を設け、全小中学校を対象にアレルギー対応食を提供できる施設環境を整備した。

また、災害時の対応ができる施設として、受水槽（100 t）に緊急遮断弁を設置し、飲料水を確保し、非常炊き出し等が可能な施設とした。建物の耐震性は「災害応急対策活動に必要な施設」として位置づけ、耐震度を一般の建築物に比べ 1.25 倍の強度となるよう設計している。

コンテナの搬出・搬入はドックシェルター方式を採用している。

1. 複数の旧施設を統合する際の問題点について
 - ・場所の選定（費用面・広さ・配送の時間：調理してから2時間以内）
 - ・市職員である調理員・パート職員の転任・転職等
 - ・国庫補助金の取り扱い（元調理場の補助金返還等）
 - ・元調理場の跡地の処分・・・普通財産への変更・売却等
2. 統合したメリットについて
 - ・人件費・借地料の削減につながった。
 - ・アレルギー対応食の独立した部屋が確保できた。
 - ・災害対応の施設とした（貯水槽の設置・避難所の指定）

【学校給食のアレルギー対応食について】

1. 特別なものに対してのアレルギー食について（個々に対応されているのかどうか）
 - ・卵の除去食のみ（個々の対応はしていない）
 - ・牛乳は特別認定制度で、とらない児童・生徒がある
 - ・元々の食材にアレルゲンを含まないものを使用（例：大豆油は使用しない。なたね油、米油を使用）
 - ・食器・釜等は同じものを使用することを了承される場合のみ対応
 - ・申請手続き後、医師による審査を行い、認められた児童のみ除去食を行う。
2. 代替給食について（材料、献立はどうされているのか）
 - ・実施していない。
3. 保護者の理解、説明等について
 - ・平成26年4月からの開始時に、一人一人面談、初回は説明会を実施。年度ごとの申請制なので、2年目からは申請時に丁寧に説明している。
4. 非常時の対応について（「エピペン」の使用等）
 - ・教職員を対象に、講習会（医師、救急救命士から）・講演会を開催。
 - ・実際時々使用する児童もいる。

その他

建設にあたっての反省点はあったのか、また何かアドバイスをいただければとの問いに対しては、自分たちの中では当たり前になっていることが、設計の中に入っていなかった点がある。

手洗い場、トイレの仕様の問題。お湯が出ない、消毒液、石鹸水の容器が備え付けでなかった。

自動ドアが床から浮いてないため、溝部分の掃除が困難である。保健所

に相談するというのも良い方法である。また、ボイラーの配管、バルブなどの設計にも注意が必要とのことであつた。

以上

なお、詳細については、議会事務局に資料を保管していますので、ご覧ください。